

令和8年度 葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業 補助金の交付申請について

- 1 事業の概要
- 2 補助の内容・要件
- 3 交付申請の手続
- 4 交付申請書の記入例
- 5 手数料支払証明書の記入例（民間あっせん機関ご担当者の方へ）
- 6 交付申請必要書類チェックリスト

1 事業の概要

(1) この事業は、葛飾区内に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん事業を行う民間あっせん機関（以下「民間あっせん機関」という。）に対して支払った手数料について、葛飾区が養親希望者に対して、当該手数料の負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。

(2) このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続等を案内しています。内容をご確認の上、申請手続を行っていただけますようお願いいたします。

2 補助の内容・要件

(1) 民間あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、令和9年3月31日までに養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合、養親希望者が民間あっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。

(2) 令和8年度は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、養親希望者が民間あっせん機関に対して手数料を支払った場合について、補助対象とします。

(3) 民間あっせん機関に対して支払った手数料について、1人（世帯）当たり60万円を上限として補助を行います。

(4) 補助の回数は、1回のあっせんにつき、1回に限ります。

(5) 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、葛飾区内に居住していることが必要です。（交付申請の時点で、縁組成立前養育が開始していない場合には、交付申請の時点で葛飾区内に居住していることが必要です。）

3 交付申請の手続

「4 交付申請書の記入例」、「5 手数料支払証明書の記入例」及び「6 交付申請必要書類チェックリスト」も併せてご確認ください。

(1) 必要書類

	書類	備考
①	葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業補助金（変更）交付申請書（第1号様式）	➤ 原本をご提出ください。本人控えとして、コピーを取ってください。【4（1）及び（2）参照】
②	葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書（第2号様式）	
③	葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書（交付申請）（第3号様式）	➤ 民間あっせん機関が記入する書類です。民間あっせん機関が記入したものを、葛飾区にご提出ください。【5参照】 ➤ 原本をご提出ください。本人控えとして、コピーを取ってください。
④	住民票の写し ※ 同意事項書を提出する場合は、省略可	➤ 区内に居住していること、続柄を確認するための書類です。 ➤ 申請日前3箇月以内に発行されたものに限りです。 ➤ 原本をご提出ください。マイナンバーの記入は不要です。
⑤	民間あっせん機関が発行した領収書のコピー ※ 交付申請の時点で民間あっせん機関に手数料を支払い、領収書の交付を受けている場合	➤ 民間あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 ➤ コピーをご提出ください。原本はお手元で保管してください。 ➤ 交付申請の時点で手数料を支払っていない場合には、実績報告の際にご提出いただきます。

(2) 申請方法

申請は郵送でお願いします。簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達が証明される郵便をお勧めします。

(3) 送付先

住所：〒124-0012 東京都葛飾区立石2-30-1
宛先：葛飾区児童相談部児童相談課事業係
電話：03-5698-0303

(4) 補助金支払までの流れ

※ 各締切日は目安の日付となりますので、予めご了承ください。

	第1回	第2回
対象者	令和9年1月31日(日)までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方	令和9年3月31日(水)までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方(予定を含む。) 第1回申請締切に間に合わなかった方
交付申請締切	2月12日(金)まで	3月12日(金)まで ※上記に間に合わない場合は、ご相談ください
交付決定	2月下旬	3月下旬
実績報告書・請求書の提出	3月上旬	4月上旬
補助金の支払	3月末まで	4月末まで

- 交付申請を受けて、交付決定の通知を送付します。
- 交付決定の後、実績報告書及び請求書の提出が必要です。実績報告書及び請求書の提出については、交付決定の通知を送付する際に、別途お知らせいたします。
- 第1回のスケジュールで提出された方でも、書類の不備などがあった場合は、第2回のスケジュールで支払います。

(5) 支払に当たっての注意事項

- 補助金は口座振込で支払います。
- 振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます(旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。)。
- ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合は、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- 葛飾区の公金取扱金融機関でない金融機関を指定することはできません。(インターネットバンク等)

(6) その他の留意点

- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料、切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民票で確認した住所以外に送付することはできませんので、申請後に転居をする場合などには、転送届を郵便局に提出してください。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために区担当者から連絡をすることがあります（原則として、申請者の電話番号に連絡します。）。
- ご提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 本事業で受け取った補助金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

4 交付申請書の記入例

(1) 葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業補助金(変更)交付申請書(第1号様式)

第1号様式(第5条、第7条関係)	
年 月 日	
葛飾区長 宛て	
申請者 住所	葛飾区立石2-30-1
氏名	葛飾 太郎
葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業補助金(変更)交付申請書	
葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業補助金について、葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業補助金交付要綱第5条又は第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。	
記	
1 申請額	金 (600,000) 円
2	葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書(第2号様式)
3	葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書(交付申請)(第3号様式)
4	その他参考となる資料
「申請額」は葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書(第2号様式)の補助金算定額表の「区補助所要額」を記載してください。	

(2) 葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書 (第2号様式)

第2号様式(第5条、第7条関係)

葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書

申請者	フリガナ	カツシカ タロウ	住所	(〒124-0012) (電話番号 03 - 5698 - 0303)
	氏名	葛飾 太郎		葛飾区立石2-30-1
配偶者	フリガナ	カツシカ ハナコ	住所	(〒124-0012) (電話番号 03 - 5698 - 0303)
	氏名	葛飾 花子		葛飾区立石2-30-1

○あっせん事業の概要

事業者名	●●●●	事業者の所在地	(〒〇〇〇－〇〇〇〇)	
			〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
養子縁組あっせん契約 締結(予定)年月日		△△年△△月△△日	縁組成立前養育 開始(予定)年月日	■■年■■月■■日

○補助金算定額表

総事業費	基準額	選定額	区補助基本額	補助率	区補助所要額	備 考
(A)	(B)	(C)	(D)=(C)	(E)	(F)=(D)*(E)	
円	円	円	円		円	
(例) 1,500,000	600,000	600,000	600,000	10/10	600,000	

- (注)
- 「総事業費」の欄は、あっせん事業者に支払った手数料の総額を記載すること。
 - 「基準額」の欄は、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
 - 「選定額」の欄は、「総事業費」及び「基準額」を比較して、少ない額を記載すること。
 - 「区補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
 - 「区補助所要額」の欄は、「区補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。)

補助金算定額表は表下の(注)の説明の通りに記入してください。「基準額」は現在 600,000 円です。

5 手数料支払証明書の記入例（民間あっせん機関ご担当者の方へ）

葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書（第3号様式）

第3号様式（第5条、第7条関係）

葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書（交付申請）

年 月 日

【民間あっせん機関ご担当者様】
本証明書に記入する時点で、養親希望者から

- 既に手数料の支払を受けている場合
→ 「受けたこと」に○
- これから支払を受ける場合
→ 「受ける予定であること」に○
を付けてください。

あっせん事業者の名称 ●●●●

所在地 ○○○○○○○○○○○○○○

電話番号 △△-△△△△-△△△△

代表者氏名 □□ □□ (印)

次のとおり、葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業補助金の対象となるあっせん手数料の支払いを

・受けたこと

・受ける予定であること

を証明します。

あっせん事業者記入欄

あっせん事業の許可を受けた日 ○○年○○月○○日

【民間あっせん機関ご担当者様】
事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた日付を記入してください。

養親（希望者）情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ	カツシカ タロウ	カツシカ ハナコ
養親氏名	葛飾 太郎	葛飾 花子
養親の住所	葛飾区立石 2-30-1	葛飾区立石 2-30-1
養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日	△△年△△月△△日	
縁組成立前養育開始（予定）年月日	■■年■■月■■日	
あっせん手数料の領収（予定）日	◇◇年◇◇月◇◇日	
領収（予定）金額	領収（予定）金額 1,500,000 円	

【民間あっせん機関ご担当者様】
支払が同一年度内で複数に渡る場合は、それぞれの支払ごとに本証明書を作成してください。

<注意事項>

※ あっせん契約締結年月日は、あっせん事業の許可を受けた日以降である必要があります。

※ 縁組成立前養育開始年月日は令和5年10月1日以降、あっせん手数料の領収年月日は該当年度の4月1日以降である必要があります。

6 交付申請必要書類一覧・チェックリスト

No	提出書類	✓
交付申請様式		
1	葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業補助金（変更）交付申請書（第1号様式）	
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	
	申請年月日の時点で葛飾区内に居住していますか。	
2	葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業所要額調書（第2号様式）	
	申請者は交付申請書（第1号様式）の申請者と同一ですか。	
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	
	養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日、縁組成立前養育開始（予定）年月日は、手数料支払証明書（第3号様式）に記載してある年月日と一致していますか。	
	縁組成立前養育開始（予定）年月日の時点で、葛飾区内に居住していますか。	
	補助金算定額表の総事業費の欄には、民間あっせん機関に支払った手数料の総額を記入していますか。また、手数料支払証明書（第3号様式）に記載してある領収（予定）金額と一致していますか。	
3	葛飾区養親希望者手数料負担軽減事業手数料支払証明書（第3号様式）	
	本様式は、 <u>民間あっせん機関が記入します</u> 。葛飾区には原本の送付が必要です。本人控えとして、コピーを取ってください。	
	養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日、縁組成立前養育開始（予定）年月日、あっせん手数料の領収（予定）日・領収（予定）金額を確認しましたか。	
その他参考となる資料		
1	住民票の写し 又は 同意事項書	
	（住民票）申請日前3箇月以内に発行されたものですか。	
	（住民票）申請者・配偶者それぞれの氏名の記載がありますか。	
	（住民票）続柄で夫婦であることが確認できますか。	
2	民間あっせん機関が発行した領収書のコピー	
	<u>交付申請の時点で民間あっせん機関に手数料の支払を行っており、民間あっせん機関から領収書の交付を受けている場合には、領収書のコピーを添付してください。</u>	
	領収書の日付は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの日付ですか。	
	領収書の日付は、手数料支払証明書（第3号様式）のあっせん手数料の領収日と一致していますか。	
	領収書の金額は、手数料支払証明書（第3号様式）のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。	